

お問い合わせ先

組 合 名	電 話 番 号	FAX番号
北海道石油業協同組合連合会	011-822-8111	011-811-7498
青森県石油商業協同組合	017-722-1400	017-722-1421
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	019-654-0112
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501	022-264-1072
福島県石油業協同組合	024-546-6252	024-546-6253
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981	018-862-2591
山形県石油協同組合	023-664-2821	023-625-2885
新潟県石油業協同組合	025-267-1321	025-233-1514
長野県石油協同組合	026-217-6740	026-217-6733
群馬県石油協同組合	027-251-1888	027-251-1771
栃木県石油協同組合	028-622-0435	028-622-0472
茨城県石油業協同組合	029-224-2421	029-224-2461
千葉県石油協同組合	043-246-5225	043-242-0172
埼玉県石油業協同組合	0480-53-3215	0480-53-3216
東京都石油業協同組合	03-3593-1421	03-3593-0336
神奈川県石油業協同組合	045-641-1351	045-662-9408
静岡県石油業協同組合	054-282-4337	054-286-6598
山梨県石油協同組合	055-233-5850	055-232-5044
愛知県石油業協同組合	052-322-1550	052-322-5080
三重県石油業協同組合	059-225-5981	059-226-5543
岐阜県石油商業協同組合	058-271-2903	058-271-2905
富山県石油業協同組合	076-429-8811	076-429-8820
石川県石油販売協同組合	076-256-5330	076-238-3330
福井県石油業協同組合	0776-34-3151	0776-34-0132
滋賀県石油協同組合	077-522-7369	077-523-1005
京都府石油協同組合	075-642-9733	075-642-9301
大阪府石油協同組合	06-6362-2910	06-6362-2914
奈良県石油協同組合	0742-26-1800	0742-27-4611
和歌山県石油協同組合	073-431-6251	073-431-8693
兵庫県石油協同組合	078-321-5611	078-321-5615
岡山県石油商業協同組合	086-246-2040	086-246-2151
広島県石油販売協同組合	082-261-9431	082-264-1022
鳥取県石油協同組合	0859-21-1400	0859-21-1401
島根県石油協同組合	0852-25-4488	0852-27-8544
山口県石油協同組合	083-973-4400	083-973-4402
徳島県石油事業協同組合	088-622-6406	088-655-0248
高知県石油業協同組合	088-831-0439	088-833-9988
愛媛県石油業協同組合	089-924-3856	089-923-4735
香川県総合エネルギー協同組合	087-833-9665	087-833-9665
福岡県石油協同組合	092-272-4564	092-281-0507
大分県石油販売協同組合	097-533-0235	097-533-0237
佐賀県石油協同組合	0952-22-7337	0952-25-0974
長崎県石油協同組合	095-826-4181	095-826-0649
熊本県石油販売協同組合	096-285-3355	096-345-1335
宮崎県石油協同組合	0985-24-7775	0985-26-0600
鹿児島県石油販売業協同組合	099-257-2822	099-253-1578
沖縄県石油業協同組合	098-998-1871	098-998-1875
全国石油業共済協同組合連合会	03-3593-5844	03-3597-1712

2024年度

全石連 SS総合共済

(全石連サービスステーション総合共済)

＜共済金請求書用紙付＞



全国石油業共済協同組合連合会

SS総合共済の特長

1. SS業務を取り巻く様々なリスクをカバーします。

2. 「賠償交渉相談サービス」を提供しています。

被害者と示談交渉を進める際の対処方法などについて無料で外部の専門家によるアドバイスを行っています。

SSでの事故対応の経験豊富な弁護士をご紹介します。

3. 専用の保険商品とのセット加入で補償範囲を拡大できます。

●SS受託自動車保険

お預かりしたお客様の車で起こした対人・対物事故を補償します。

●SS総合安心プラン

SS総合共済の補償額を超える賠償事故に備えます。

●受託者賠償責任保険

タイヤ預りサービスをご提供されているSS用の保険です。

目次

1. 補償内容	P.3
2. お申込み	P.5
3. 無事故割引制度	P.7
4. 事故割増制度	P.8
5. 制度全体のご注意事項	P.9
6. 事故が起きた場合の対応	P.13
7. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)	P.17
8. 賠償交渉相談サービス	P.19

保険商品のご案内1—SS業務の安心をサポートします

1. SS受託自動車保険	P.21
2. SS総合安心プラン	P.25
3. 受託者賠償責任保険	P.27

保険商品のご案内2—SS運営の安心をサポートします

SSパートアルバイト専用傷害プラン	P.29
-------------------	------

※上記の他に

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ・SS土壌浄化保険 | ・サービスステーションマネーガード(運送保険) |
| ・賠償責任共済 | ・安心医療保険 |
| ・中型生命グループ保険 | ・中型生命グループ保険専用傷害保険 |

とご用意しております。詳細につきましては、ホームページ(石油広場)をご参照ください。 <https://www.zensekiren.or.jp>

1. 補償内容

共済種目	補償の概要	補償限度額		自己負担額	お支払い事故例
自動車管理者賠償	給油、洗車、オイル交換等のSS業務のためにお客様から預かった自動車(受託車)に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	対物賠償	1事故 100万円 期間中 100万円	5万円	● 洗車機の操作ミスで車にキズをつけた ● 従業員がSS内でお客様の車を移動する際、防火塀にぶつけてしまった ● タイヤ交換で預かったお客様の車を納車する際に、電柱に衝突してしまった ● 車の窓が開いたまま洗車機で洗車をしてしまった
生産物賠償	SS業務の遂行に伴い販売・提供した商品の欠陥やSS業務の結果(商品の誤配、作業ミス)が原因で第三者に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	代車費用	1事故 5万円		
		対人賠償	1名 50万円 期間中 100万円	5万円	● オイル交換の際、ドレンボルトの締め付け不足でエンジンが焼き付いた ● タイヤ交換の際、ボルトの締め付け不足で走行中にタイヤが外れた ● 灯油のポリタンクの蓋の締め方が不十分で車内に灯油がこぼれた
		対物賠償	1事故 50万円 期間中 100万円		
施設賠償	SS施設の管理不備、SS業務遂行上のミスが原因で第三者に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	代車費用	1事故 5万円	3万円	● 倒れた看板がSSの前の道路に停車中の車に当たった ● SSのキャノピーに積もっていた雪が落ちてきてSSに入ってきた車に当たった ● 排水口の蓋が外れていて、SSに入ってきた車の下部に当たってしまった ● ドライブウェイにこぼれていたオイルでお客様が滑ってケガをした
		対人賠償	1名 100万円 1事故 200万円		
		対物賠償	1事故 100万円 期間中 200万円		
盗難	SS建物内に保管されているSS業務に係る現金・商品の盗難による損害を補償します。	代車費用	1事故 5万円	1万円	● 閉店後のSSに侵入者によって釣銭と陳列していた商品が盗まれた ● 営業中に強盗が押し入り、レジ内の売上金を強奪された
動産総合	SS構内のサービス機器が火災・落雷や衝突事故等で被った損害を補償します。		1事故 100万円 期間中 200万円	3万円	● 外設の釣銭機が盗難目的で壊された ● 落雷による異常電流で計量器が壊れた ● 洗車機が当て逃げで壊された
ガラス	SS建物の外面窓ガラス、ドアガラスが突発的な事故で割れた場合の損害を補償します。		1事故 10万円 期間中 20万円	1万円	● 突風でタイヤラックが倒れ、入り口のドアガラスが割れた ● 閉店後に何者かにガラスを割られた

SS業務の範囲～本共済でのSS業務とは、次の業務に限られます。

- ① ガソリン、軽油などの自動車用燃料(LPガスを除きます。)および灯油・重油等の石油製品の販売業務(石油製品の配送業務を含みます。)
- ② 自動車(部品および付属品を含みます。)の点検、修理、調整、洗車。ただし、板金、塗装および分解・整備(※)は除きます。
- ③ 自動車に対するオイル、水、部品、付属品等の供給
- ④ 農耕用機器、船舶等に対する給油業務
- ⑤ セールスルーム内における飲食物・雑貨その他物品の販売、提供。ただし、SSに併設されているコンビニエンスストア等での販売、提供は除きます。
- ⑥ 車検取次業務、車検代行業務、修理取次業務

【車検取次業務】提携整備工場やユーザー車検代行業者等への紹介業務をいいます。

【車検代行業務】車検のため車を車検場に持ち込む業務をいいます。

【修理取次業務】自動車修理などのため自動車整備工場や板金、塗装工場への紹介業務をいいます。

【※分解・整備の定義】

道路運送車両法施行規則第3条に定める次に掲げるものとします。

- ① 原動機を取り外して行う自動車整備または改造
- ② 動力伝達装置のクラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフトまたはデフアレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造
- ③ フロント・アクスル(独立懸架装置を含む。)またはリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造
- ④ かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部またはかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造
- ⑤ 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ、チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)もしくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、または二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造
- ⑥ 緩衝装置のシャシばね、スタビライザ、トルク・ロッドまたはショック・アブソーバを取り外して行う自動車の整備または改造
- ⑦ 牽引自動車または被牽引自動車の連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造

2. お申込み

共済期間

2024年11月15日から2025年11月14日まで

- 中途加入は随時受け付けています。
- 中途加入の共済期間は、加入日から2025年11月14日までとなります。

掛 金

基本掛金 1ss 1年間65,000円

中途加入の掛金は加入日によって下表のとおりとなります。

加入日	掛 金	加入日	掛 金
2024年11月15日から 2024年12月14日まで	65,000円	2025年5月15日から 2025年6月14日まで	32,000円
2024年12月15日から 2025年1月14日まで	59,000円	2025年6月15日から 2025年7月14日まで	27,000円
2025年1月15日から 2025年2月14日まで	54,000円	2025年7月15日から 2025年8月14日まで	21,000円
2025年2月15日から 2025年3月14日まで	48,000円	2025年8月15日から 2025年9月14日まで	16,000円
2025年3月15日から 2025年4月14日まで	43,000円	2025年9月15日から 2025年10月14日まで	10,000円
2025年4月15日から 2025年5月14日まで	37,000円	2025年10月15日から 2025年11月14日まで	5,000円

お申込み

- 石油組合の組合員の運営するSSが加入できます。
- 本共済は、「自動継続制」となっています。
共済金の支払回数・金額に基いて継続掛金をご案内します。
所定の期日までに解約の申し出がない場合は、自動的に継続され継続掛金を口座振替によりお支払いいたします。
- ご加入後は「加入証書」を発行いたしますので、大切に保管してください。

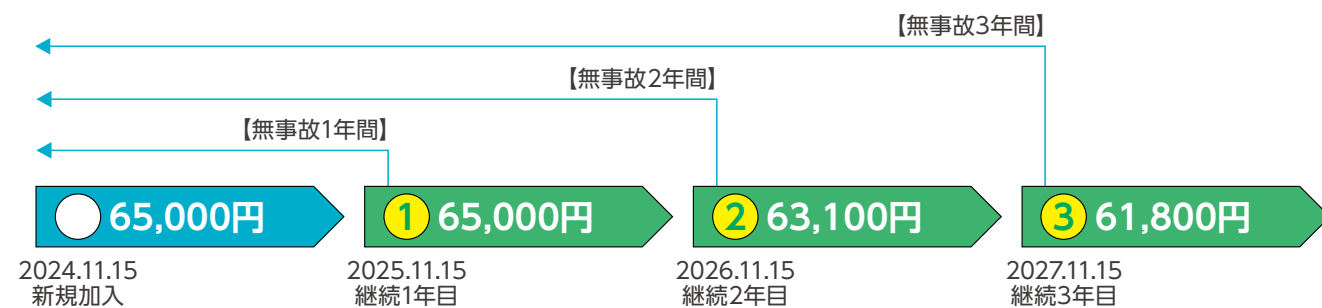
掛金のお支払い

- 掛金は口座振替によりお支払いいたします。
- 加入申込時に振替口座をご指定いただきます。

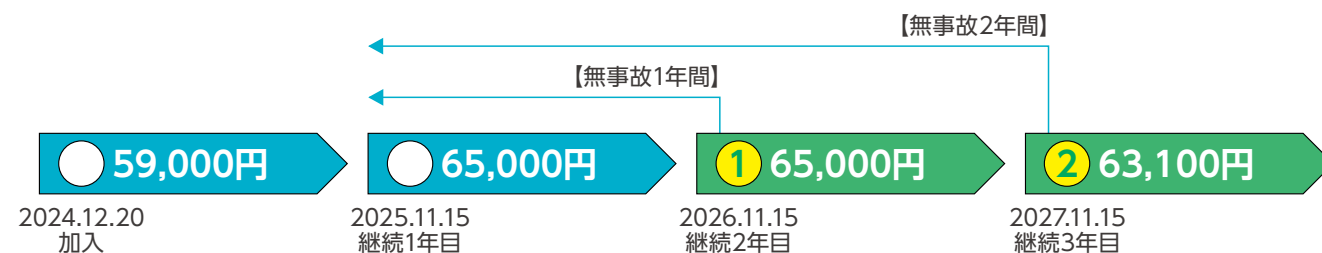
3. 無事故割引制度

- 共済金の請求のなかった無事故年数に応じて継続時の掛金の割引をします。
- 中途加入の場合、無事故期間の計算対象は、1回目の継続時が起点となります。
- 無事故割引が適用されていたSSが共済金の支払いを受けると、翌年度の継続加入時に事故割増制度の対象になります。ただし、受け取った共済金が6万円未満の場合、翌年度の継続掛金は基本掛金が適用されます。

無事故年数	継続1年目	継続2年目	継続3年目	継続4年目	継続5年目以降
掛 金	65,000円	63,100円	61,800円	58,500円	47,500円



- 2025.11.15に「無事故年数1年間」—— 掛金65,000円で継続します。
- 2026.11.15に「無事故年数2年間」—— 掛金63,100円で継続します。
- 2027.11.15に「無事故年数3年間」—— 掛金61,800円で継続します。



- 2025.11.15の継続時から「無事故年数」のカウントの対象になります。
- 2026.11.15に「無事故年数1年間」—— 掛金65,000円で継続します。
- 2027.11.15に「無事故年数2年間」—— 掛金63,100円で継続します。



- 共済金の支払いを受けると、継続時に事故割増掛金の適用対象となります。

4. 事故割増制度

- 共済金の金額、支払回数に応じて、継続加入時に所定の事故割増掛金が適用されます。
- 事故割増掛金の計算対象期間
新規加入：加入日から直後の8月15日まで
継続加入：8月16日から翌年の8月15日まで
- 事故割増掛金が適用されたSSが計算対象期間中に共済金の支払いを受けなかった場合、または、受け取った共済金が、6万円未満の場合、翌年度の継続掛金は基本掛金が適用されます。
- 複数の共済種目(自動車管理賠償、生産物賠償、施設賠償、盗難、ガラス、動産総合)にわたる同一日、同一原因での事故は、支払回数1回でカウントします。
例:SSへの侵入者に、①ドアガラスを割られ、②POSレジを壊され、③現金を盗まれた場合、支払回数1回とカウントします。
- この共済契約と重複する共済契約や保険契約(以下「他の共済契約等」といいます)に加入していて、「他の共済契約等」から共済金・保険金を受け取られたとき、他の共済契約等から本共済に共済金・保険金の求償が行われる場合があります。
他の共済契約等からの求償に応じて、この共済からお支払いした場合は、事故割増制度の対象となります。
- 継続加入しなかった(解約)SSが再加入する時の掛金は、継続掛金として提示されていた掛金が適用されます。ただし、解約時から5年以上経過している場合は、基本掛金が適用されます。

共済金額	支払回数	1回		2回		3回以上	
		割増率	上限率	割増率	上限率	割増率	上限率
6万円以上10万円未満		10%	110%	15%	120%	20%	130%
10万円以上20万円未満		20%	140%	25%	150%	30%	180%
20万円以上30万円未満		25%	180%	30%	210%	35%	250%
30万円以上50万円未満		30%	260%	35%	280%	40%	320%
50万円以上		35%	350%	40%	370%	45%	400%

次の算式により計算されたA、Bのいずれか低い額が継続掛金となります。(百円未満四捨五入)

A. 割増率基準掛金=基本掛金65,000円+(支払共済金総額×割増率)

B. 上限率基準掛金=基本掛金65,000円×上限率

■ 支払回数1回／共済金総額300,000円の場合

継続掛金	A. 割増率基準掛金 155,000円 65,000円+(300,000円×30%)	<	B. 上限率基準掛金 169,000円 65,000円×260%
------	---	---	-------------------------------------

■ 支払回数1回／共済金総額480,000円の場合

継続掛金	A. 割増率基準掛金 209,000円 65,000円+(480,000円×30%)	>	B. 上限率基準掛金 169,000円 65,000円×260%
------	---	---	-------------------------------------



- 2024.11.15に事故割増掛金で継続した後、無事故であった場合、2025.11.15の継続時には基本掛金65,000円が適用されます。

5. 制度全体のご注意事項

共済種目	補償の概要	お支払いできない主な場合	ご注意事項
共通 自動車管理者賠償 生産物賠償 施設賠償	SS業務 に起因して発生した事故により、第三者に対して負担することとなった法律上の賠償責任を補償します。	1. 共済契約者またはその使用人の故意 2. 被共済者が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害 3. 被共済者と世帯を同じくする親族の損害 4. 被共済者の使用人が業務中に被った身体の障害によって生じた損害 5. 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた損害 6. 被共済者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 7. 共済の対象の使用不能に起因する損害 8. 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による損害 9. 戦争、内乱、暴動 10. 修理・点検・加工に関する技術の拙劣、仕上不良に起因する損害	●被害者(お客様など)との示談交渉はご加入者様自身で行ってください。 ●損害額は、事故発生時の時価額(使用年数に応じた減価償却を考慮した額)を限度に補償します。 ●時価額を超える修理費がかかる場合は時価額限度の共済金のお支払いになります。 ●被害者側にも過失がある場合、その過失分は被害者側にご負担いただくことになります。 ●法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は共済金の支払対象になりません。
自動車管理者賠償	給油、洗車、オイル交換等の SS業務 のためにお客様から預かった自動車(受託車)に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	1. 被共済者、従業員、被共済者の同居の親族が行なったまたは加担した自動車の盗難による損害 2. 自動車の使用不能に起因する賠償責任 3. 被共済者、従業員または被共済者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺による損害 4. 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する損害 5. 法令に定められた運転資格を持たない者や酒気を帯びた者によって運転されている間に生じた自動車の損壊に起因する損害 6. SS業務のためにお客様から受託する自動車を使用・管理中にその自動車で行った対人・対物事故に起因する損害 7. SS業務に関連のない他人の自動車の保管中に起きた事故に起因する損害	●受託中のお客様の車で起こした対人・対物事故に係る賠償損害は補償対象外となります。SS受託自動車保険にご加入ください。

共済種目	補償の概要	お支払いできない主な場合	ご注意事項
生産物賠償	SS業務 の遂行に伴い販売・提供した商品の欠陥やSSで行なった作業ミスが原因で第三者に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	1. 生産物またはSS業務のかしに基づく生産物またはSS業務の対象物の損壊自体の賠償責任 2. 被共済者の故意・重過失により、法令に違反して販売・提供された商品または行ったSS業務の結果に起因する損害 3. 被共済者が、機械、装置または資材を、SS業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任	
施設賠償	SS施設の管理不備、 SS業務 遂行上のミスが原因で第三者に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	1. 石油物質が公共水域(海、河川、湖沼、運河)に流出した事故に起因する損害 2. SS施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害 3. 自動車の所有、使用または管理に起因する損害	●業務中に起こした自動車事故による賠償損害は補償対象外となります。
盗難	SS建物内に保管されている SS業務 に係る現金・商品の盗難による損害を補償します。	1. 共済契約者、被共済者の故意または重大な過失による損害 2. 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による損害 3. 戦争、内乱、暴動 4. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害 5. 詐欺または横領による損害 6. 共済の対象の置き忘れまたは紛失による損害 7. 現金等の勘定違いによる損害 8. 被共済者の親族・使用人が単独または共謀して行った盗難による損害 9. 万引きその他SS建物内に不法に侵入しなかった者により行われた盗難による損害 10. 満15才以上の者が72時間を超える不在時に起きた盗難による損害 11. 帳簿その他の資料により、証明できない現金等または商品の損害	●必ず警察に届け出て、盗難の受理番号を確認してください。 ●以下の物件はお支払い対象外となります。 ◆各種商品券、有価証券、切手、印紙、プリペイドカード ◆宝石類、貴金属、骨董品 ◆SSに併設された店舗(コンビニエンスストア等)で販売されている商品および同店舗に係る売上金等の損害 ◆地下タンク等のタンクに納置中および開封した容器に収容中の油類 ◆SS従業員、その他第三者の私物、預かり物

共済種目	補償の概要	お支払いできない主な場合	ご注意事項
動産総合	SS構内のサービス機器が火災・落雷や衝突事故等で被った損害を補償します。 対象となる機械設備は以下の通りです。 給油計量機（基礎部分および地下タンク・地上タンクを除き、ポータブルを含みます。）、POS機器、自動釣銭機、洗車機、オートリフト、コンプレッサー、充電器、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ホイールバランサー、ガスチャージャー、マット洗い機、防犯機器、油面計、スチームクリーナー、サインポール、屋外照明用水銀灯、電飾看板、自動販売機、ルブリケーター、オイルキャビネット、ドラムキャビネット、エアータワー、給水塔、ネオンサイン、大型ネオンサイン。	1.共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による損害 2.被共済者と同じ世帯に属する親族の故意による損害 3.共済の対象の自然の消耗または劣化もしくは共済の対象の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いによる損害 4.共済の対象の欠陥による損害 5.差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害（ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害は除きます。） 6.共済の対象に対する加工処理による損害 7.共済の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣による損害（ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。） 8.共済の対象のかしによる損害 9.偶然な外来の事故に直接起因しない共済の対象の電氣的または機械的事故による損害（ただし、これらの事故によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。） 10.詐欺または横領による損害 11.地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 12.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 13.核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による損害 14.台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災 15.共済の対象の使用不能に起因する収益減少の損害 16.代替機の取付け・取外し費用、代替機使用料、代替機運搬費、消防申請に係る費用 17.共済の対象に生じた汚損、擦損、塗料の剥落その他単なる外形上の損傷であって、共済の対象の機能に直接関係のない損害	●損害額は、事故発生時の時価額（使用年数に応じた減価償却を考慮した額）を限度に補償します。 ●以下の物件はお支払い対象外となります。 ◆什器、備品（ロッカー、金庫、テレビ、コピー機等） ◆スパナ、レンチ等の工具類 ◆建物およびシャッターその他建物の付属物、キャノピーならびに計量器の基礎工事部分 ◆防火壁、地下タンク等の構築物 ◆SS従業員、その他第三者の私物、預かり物

共済種目	補償の概要	お支払いできない主な場合	ご注意事項
ガラス	SS建物の外面窓ガラス、ドアガラスが突発的な事故で破損した場合の損害を補償します。	1.共済契約者または被共済者の故意または重大な過失 2.被共済者と同じ世帯に属する親族の故意 3.差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 4.取り付け上の「かし」 5.地震・噴火またはこれらによる津波 6.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 7.核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故 8.台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災 9.火災（消防または避難に必要な処置によって共済の対象に生じた損害を含みます。）	●以下の物件はお支払い対象外となります。 ◆SS建物内のガラス ◆ドア枠、サッシ、ドアノブ、鍵等

6. 事故が起きた場合の対応

- 事故が発生したときは、遅滞なく所属の石油組合または本会にご連絡ください。
- 事故の種類によって必要となる書類の提出がされない場合、共済金の一部を差し引いてお支払いすることがあります。
- 盗難事故が発生したときは、必ず警察に届け出てください。
- 共済金請求権には時効(3年)がありますので、ご注意ください。
- 他の共済契約や保険契約の有無および加入内容について、遅滞なく通知してください。
- 本会が加入者に代わり示談交渉は行いません。加入者ご自身で被害者と示談交渉を行なってください。なお、示談交渉を進めるにあたりお困りの場合は、「賠償交渉相談サービス」(19頁)をご利用ください。

下表をご参考に事故の種類に応じて必要な書類と「共済金請求書」を所属の石油組合にご提出ください。

提出書類	対物 事故	対人 事故	盗難	動産 総合	ガラス
1.共済金請求書(本書添付15頁のものをコピーしてご利用ください。)	◎	◎	◎	◎	◎
2.修理費の請求書・修理費の明細が記載されている書類	◎			◎	◎
3.示談書(本書添付16頁のものをコピーしてご利用ください。)	◎	◎			
4.写真(被害物件の修理前と修理後の写真、被害車両のナンバープレートが入った車両全体写真、加入SSの全景写真)	◎	◎	◎	◎	◎
5.預かり車であることを証明する帳票(給油伝票、作業指示書、入庫伝票等)	◎	◎			
6.損害額を証明する書類(日計表、現金出納簿、商品台帳等)			◎		
7.盗難届証明書(警察が証明書を発行しない場合は受理番号を記入)			◎		
8.医師の診断書、治療費の明細書		◎			

- 本会は、被共済者が共済金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に共済金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被共済者との協議のうえ、共済金支払いの期間を延長することがあります。

- 共済契約者や被共済者が正当な理由なく、本会の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に共済金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

動産物件の損害額の算定について

動産総合の補償対象機器(計量機、洗車機等)の損害額は、損害発生時の時価額が基準となります。

修理費のうち部品代については、使用年数に応じた所定の減価償却分を控除させていただきます。

時価額：同等の物を新たに購入するのに必要な金額(再調達価額)から使用による消耗分を控除した金額をいいます。損害を受けたサービス機器が十分に機能を発揮しSS業務に使用されていた場合、時価額の査定は下記によります。

- 使用年数8年未満 —— 再調達価額の50%限度
- 使用年数8年以上 —— 再調達価額の30%限度

共済金の対象範囲について

事故の発生原因、法律上の賠償責任の範囲等を勘案し、共済金を査定しています。

請求内容の全てが共済金の支払対象になるとは限りません。(迷惑料、精神的慰謝料等は対象外です。)

示談交渉について

この共済には、本会が加入者様に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。

加入者様ご自身で被害者と示談交渉を行ってください。(本書付属の示談書16頁をご利用ください。)

専門家が示談交渉をサポートする「賠償交渉相談サービス」19頁をご提供していますので、ご利用ください。

修理内容の事前承諾、修理費の協定について

被害車両の修理実行に当たって、本会の事前承諾は不要です。

修理業者から修理内容の説明を受け、賠償義務のある範囲に対して必要な修理を依頼してください。

事故とは無関係である部分の修理費用は共済金の対象外となります。(例：事故当時に古くなっていたバッテリーを交換した)

よくあるご質問

- ▶ **Q1**：お客様の車で起こした対人・対物事故は補償対象となりますか。
▶ **A1**：補償対象外となります。SS受託自動車保険(21頁)に加入されていれば、相手方の対人、対物事故が補償されます。
- ▶ **Q2**：洗車で預かった車につけた傷の修理を部分塗装では納得してもらえず、全面塗装をすることで示談したのですが、塗装費用は対象となりますか。
▶ **A2**：部分塗装で修復可能であるのに全面塗装をすることは過剰修理となります。共済金の支払対象となるのは、部分塗装相当分となります。
- ▶ **Q3**：修理前の見積書の金額で共済金を請求できますか。
▶ **A3**：修理金額が確定した内容で査定を行っているので、共済金の請求に当たっては、修理業者からの請求書をご提出ください。
- ▶ **Q4**：修理はしないで同クラスの車の購入を要求されていますが、共済金の支払対象となりますか。
▶ **A4**：代替車の購入で賠償する場合、損害を受けた車と同等程度(年式、走行距離、グレードなど)の中古車価格を参考に共済金を査定します。修理見積額と代替車の価格のどちらか低い額が支払い対象額となります。
- ▶ **Q5**：台風で壊れたキャノピーの損害は、共済金の支払対象となりますか。
▶ **A5**：キャノピー、防火塀、アイランド、シャッター等の構築物の損害は支払い対象外となります。

サービスステーション総合共済 共済金請求書

記入日

年 月 日

全国石油業共済協同組合連合会 御中

貴会指示の必要書類添付のうえ、下記事故に係る共済金を請求します。
なお、共済金は掛金振替口座への振り込みをもって支払いがなされたものとみなします。

事故種類	1.自動車管理者賠償	2.生産物賠償	3.施設賠償	4.盗 難	5.ガラス	6.動産総合	
ご加入者	〒			電話 ()			
				FAX ()			
				印			
加入証書 番 号				他の保険	無 会社名 ()		
SS名称				ご担当者			
SS住所	〒			電話 ()			
事故日	年 月 日 午前 ・ 午後 時頃			作業者			
事故状況							
自動車損害	被害者1	氏 名				損害額	円
		住 所	〒			電話 ()	
		修理業者				電話 ()	
	被害者2	氏 名				損害額	円
		住 所	〒			電話 ()	
		修理業者				電話 ()	
動産損害	物件1	物 件		取得年月	年 月	損害額	円
		修理業者				電話 ()	
	物件2	物 件		取得年月	年 月	損害額	円
		修理業者				電話 ()	
盗 難	届出警察	署			電話 ()		
	受理番号				損害額	円	
ガラス	修理業者	電話 ()			損害額	円	
対 人	被害者				損害額	円	
	病院名				電話 ()		

本書をコピーしてお使いください。

示 談 書

事故発生日時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分頃		
事故発生場所			
当事者 甲	住 所		
	氏 名		
当事者 乙	住 所		
	氏 名		
事故原因・状況			
示談内容			
示談金額	円		
上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。 年 月 日 当事者 甲 印 当事者 乙 印			

7.重要事項(等)説明書【 契約概要・注意喚起 情報のご説明 】

- 契約概要はご加入いただく共済の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。ご加入される前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく共済のお申し込みをいただくにあたり、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご加入される前に必ずお読みください。
- 本書面はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、SS総合共済約款によりますが、ご不明な点につきましては、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

この共済のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み**
この共済は、SS業務に関連して発生する偶然な事故により契約者が被る経済的損失を補償する共済です。
- 補償の内容**
①共済金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、②共済金をお支払いしない主な場合等につきましては、パンフレット9頁をご確認ください。
- 共済期間**
2024年11月15日から1年間となります。共済期間途中までのご加入は、随時受け付けています。
中途加入の場合の共済期間は加入日から2025年11月14日午後12時までとなります。
- 加入条件、共済掛金、共済掛金払込方法等**
 - ・加入資格
この共済への加入は、全石連の会員である都道府県石油組合に加入する組合員が運営するSSに限りです。組合員以外の方からの加入申込はお引受けできません。
 - ・共済掛金
共済掛金は加入日によって異なります。また、契約継続に係る共済掛金は前年度加入期間中の共済金請求の有無、支払回数、支払共済金の額に応じて、所定の無事故割引、事故割増が計算され共済掛金が決定します。
 - ・共済掛金のお支払方法
共済掛金は契約者の指定口座から口座振替の方法により払込日に一括してお支払いいただきます。
契約者のご都合により払込日に振替ができなかった場合には、別途定める払込日までに全石連指定の口座に払い込みください。
 - ・中途脱退
この共済を解約される場合は、所属の石油組合までご連絡ください。
- 満期返戻金・契約者配当金**
この共済には、契約者割戻し、満期返戻金、契約者配当金はありません。

ご加入に際して、特にご注意頂きたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. **クーリングオフ**
この共済は営業または事業のためのご契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
2. **告知義務・通知義務等**
 - ①契約者には、ご契約時に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。
 - ②本共済契約以外に、類似の他の保険契約または他の共済契約を締結されている場合は、必ずその内容を申込書にご記入ください。
 - ③類似の他の保険契約または他の共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用されることがありますのでご注意ください。
3. **個人情報の取扱について**
 - ①共済契約者は、本契約に関する個人情報を、全石連に提供します。
 - ②全石連は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、全石連の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先等に提供を行います。

ご注意

- この共済契約と重複する共済契約や保険契約(以下「他の共済契約等」といいます)がある場合は、次の通り共済金をお支払いします。
 - ・他の共済契約等で共済金や保険金が支払われていない場合
→他の共済契約等とは関係なく、この共済契約のご契約内容に基づいて共済金をお支払いします。
 - ・他の共済契約等で共済金や保険金が支払われている場合
→損害額から既に他の共済契約等で支払われた共済金や保険金を差し引いた残額に対し、この共済契約のご契約内容に基づいて共済金をお支払いします。
- 他の共済契約等でこの共済契約に優先して共済金または保険金が支払われた場合、他の共済契約等から重複契約における他の共済契約等の負担部分を超えて支払った共済金・保険金についてこの共済契約に共済金・保険金の求償が行われる場合があります。
- 他の共済契約等からの求償に応じて、この共済契約から共済金をお支払いした場合、事故割増金制度の対象となりますのでご注意ください。
- 他の共済契約等からの求償については、保険法第20条で定められており、そのポイントは次のとおりです。
 - ・重複契約の場合であっても、各保険会社は、自ら締結した損害保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負います。→ただし、被保険者は損害額を超えて複数の保険者から保険金を受け取ることはできません。
 - ・自己の負担部分を超えて保険金を支払った保険会社は、他の保険会社に対する求償権を有します。

保険法第20条(重複保険)

第二十条

損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなっている場合においても、保険者は、てん補損害額の全額(前条に規定する場合にあっては、同条の規定により行すべき保険給付の額の全額)について、保険給付を行う義務を負う。

- 2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額(各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。)を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分(他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

SS総合共済加入者限定！

賠償交渉相談サービスのご案内

SSで
事故発生！ → 被害者との
賠償交渉 → 交渉成立
示談締結



- ✓従業員の作業ミスで壊してしまったお客様の車の賠償交渉が難航している。
- ✓新車の買い替えを要求されているが賠償しなくてはならないのか。
- ✓洗車キズクレームの対応に悩んでいる。
- ✓要求内容が適正なのかよくわからない。



豊富なノウハウを持っている

専門スタッフ(全石連の提携している専門会社)が、

賠償交渉のアドバイスをいたします。

(必要に応じ、弁護士の紹介もいたします。)

ご利用方法

- ご相談内容を電話(03-3593-5844)、ファックス(03-3597-1712)でご連絡ください。
(平日 午前9時～午後5時 ファックスは24時間 次頁の連絡シートをご利用ください)
- 専門スタッフ(全石連の提携している専門会社)が賠償交渉のアドバイスをいたします。
(電話、ファックス、メール)
- 共済期間中、2件の相談まで無料でご利用できます。(3件目からは有料制となります。)

【ご注意ください】本サービスは、円満な賠償交渉のためのアドバイス等を行うものであり、示談の代行を行うものではありません。

SS総合共済 賠償交渉相談サービス 連絡シート

FAX:03-3597-1712

全国石油業共済協同組合連合会 行

ご加入者様		
ご加入SS		
SS所在地	〒	
連絡先	TEL:	FAX:
	携帯電話:	
ご担当者様	お名前:	E-mail: @

ご相談の内容

- ◆本サービスは、SS総合共済の加入SSでSS業務に関連して発生した損害賠償交渉に限ります。
- ◆本サービスは、賠償交渉を円滑・適正に進めるためのアドバイスを行うものです。
加入者様に代わって相手方と示談交渉はいたしません。
- ◆本サービスは共済期間中2件のご相談まで無料でご利用できます。
3件目からは有料(5,000円～)でご利用できます。

SS受託自動車保険 のご案内

預かった車で起こした事故の賠償をガードする保険

（サービスステーション受託自動車保険特約、
サービスステーション受託自動車保険特約に関する車検代行・
整備等幹旋補償特約付帯一般自動車保険）

お客様の車を運転中に
起こした対人・対物事故の
賠償は
例えば



「SS総合共済」、
「お預かりした車の
自動車保険」では
補償されません

- 車検代行でお預かりした車を陸運局に持っていく途中に交通事故を起こしてしまった。
- 洗車のためお客様の車をお預かりしてSSに向かう途中や納車する際に、交通事故を起こしてしまった。

SS受託自動車保険への加入をお奨めします！

こんなときにサポートします（補償内容）

対人賠償

SS業務、車検代行・幹旋業務（Bプランのみ）のため、お客様からお預かりした自動車の使用・管理に起因した事故で、歩行者、他の車の搭乗者などを死傷させた場合の法律上の賠償責任額（自賠責保険等によって支払われる金額がある場合はそれを超える金額）を相手方1名について保険金額を限度としてお支払いします。また、対人事故を起こした場合の賠償額の決定などについて争訟となった場合、事前に引受保険会社（東京海上日動）が書面により承諾した場合は訴訟費用等についてもお支払いします。

対物賠償

SS業務、車検代行・幹旋業務（Bプランのみ）のため、お客様からお預かりした自動車の使用・管理に起因した事故で、他の自動車や電柱、垣根などの他人の財産に損害を与えて、法律上の賠償責任を負担した場合に1事故について保険金額を限度として保険金をお支払いします。また、対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。（※）また、対物事故を起こした場合の賠償額の決定などについて争訟となった場合、事前に引受保険会社（東京海上日動）が書面により承諾した場合は訴訟費用等についてもお支払いします。※損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限りです。

自損事故 傷害

SS業務、車検代行・幹旋業務（Bプランのみ）のため、お客様からお預かりした自動車を運転中、自損事故（相手方がなく電柱に衝突、崖から転落など）や前の車に追突してしまった事故等により、自動車損害賠償保障法上の自動車の保有者、運転者または搭乗者が死傷された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないとき、補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額の保険金をお支払いします。

被保険者の 範囲

（保険の補償を受けられる方）

〔対人賠償・対物賠償〕加入申込依頼書記載のサービスステーション（記名被保険者といいます）およびその使用人（従業員）の方。
〔自損事故傷害〕この保険の対象となる自動車の自動車損害賠償保障法上の保有者、運転者および搭乗中の方。

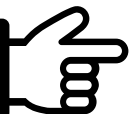
SS業務とは

SS業務とは、ガソリン・軽油等の自動車燃料（LPガス）および灯油等の販売業務、自動車の点検、調整、洗車およびオイル、付属品の供給業務、室内清掃等の業務を指します。ただし、道路運送車両法施行規則第3条に定める分解、整備、板金、塗装は除きます。

車検代行・幹旋業務とは

車検代行・幹旋業務とは、お預かりしたお客様の自動車を車検取得のために陸運支局へ輸送（持ち込み、持ち帰り）する業務、車検・整備・修理等の幹旋・取次ぎのために整備工場へ輸送する業務を指します。

主な対象外 となる事故例

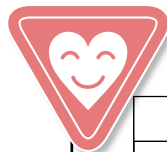


- ①お預かりした自動車の車両損害（SS総合共済でお支払の対象となります。）
- ②お預かりした自動車に置かれていたお客様の所有物の損害
- ③お預かりした自動車を、洗車機に入れる際に防火壁に衝突して壊した防火壁の修繕費

全国石油業共済協同組合連合会

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

2024年度版



補償内容（2024年7月15日～2025年6月15日始期用）

		タイプ1	タイプ2	タイプ3
対人賠償		無制限	無制限	1億円
対物賠償	対物超過修理費用補償特約付き ※1	無制限	1,000万円	500万円
自損事故	死亡保険金 ※2	1,500万円	1,500万円	1,500万円
	後遺障害保険金 ※3	50万円～2,000万円	50万円～2,000万円	50万円～2,000万円
	介護費用保険金 ※4	200万円	200万円	200万円
	傷害保険金 ※5	入院1日 6,000円 通院1日 4,000円	入院1日 6,000円 通院1日 4,000円	入院1日 6,000円 通院1日 4,000円

※1：対物事故で相手方の車の修理費が時価額を超えた場合、対物賠償責任保険だけでは時価額までしか補償されません。自動セットされる「対物超過修理費用補償特約」では、このような場合に時価額を超える修理費を補償できるため、スムーズな解決が可能になります。補償内容の詳細は表紙をご参照ください。

【例】

過失割合
補償を受けられる方100% 相手方0%
相手方の車の状態
時価額60万円 修理費100万円 （差額50万円限度）

A、Bの加入タイプが実状と相違していた場合、
保険金がお支払いできませんのでご注意ください。

※2：死亡保険金を支払う場合において、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金を差し引いた残額をお支払いします。

※3：後遺障害の程度により補償額は異なり、介護を要する後遺障害の場合、最高2,000万円の補償となります。

※4：介護費用保険金は、引受保険会社が定める介護を要する重度の後遺障害が生じた場合にお支払いします。

※5：傷害保険金は、医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院又は通院した場合で、医師等が治療を必要と認める治療日数に対してお支払いします。



年間加入料（2024年7月15日～2025年6月15日始期用）

A. SS業務限定プラン…車検代行・幹旋を行っていないSS向け

対物免責 1事故5万円	タイプ1		タイプ2		タイプ3	
	A1	24,480円 （保 23,480円 + 制 1,000円）	A2	21,400円 （保 20,400円 + 制 1,000円）	A3	19,760円 （保 18,760円 + 制 1,000円）
対物免責 1事故0円	タイプ10		タイプ20		タイプ30	
	A10	37,280円 （保 36,280円 + 制 1,000円）	A20	31,200円 （保 30,200円 + 制 1,000円）	A30	28,320円 （保 27,320円 + 制 1,000円）

保：保険料 制：制度運営費

SSが給油・洗車・オイル交換等のためにお預かりしたお客様の自動車をSSの従業員が使用・管理しているときに事故を起こし、他人の身体あるいは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合等に保険金をお支払いする保険です。（SS受託自動車保険）

重要

Aプランでは、車検代行・幹旋業務のために預かったお客様の自動車を運転中に起こした対人・対物事故の賠償は補償されません。ご加入のSSで車検代行・幹旋業務を行うことになった場合は、Bプランへの変更手続きが必要となりますので、株式会社ゼンセキまでご連絡ください。

B. 車検関連業務プラン…車検代行・幹旋を行っているSS向け

対物免責 1事故5万円	タイプ1		タイプ2		タイプ3	
	B1	31,530円 保 30,530円 + 制 1,000円	B2	27,520円 保 26,520円 + 制 1,000円	B3	25,390円 保 24,390円 + 制 1,000円
対物免責 1事故0円	タイプ10		タイプ20		タイプ30	
	B10	46,350円 保 45,350円 + 制 1,000円	B20	38,750円 保 37,750円 + 制 1,000円	B30	35,150円 保 34,150円 + 制 1,000円

保：保険料 制：制度運営費

上記SS業務用の補償に加え、車検代行・幹旋業務のために預かったお客様の自動車をSSの従業員が輸送しているときに事故を起こし、他人の身体あるいは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合等に保険金をお支払いする保険です。（SS受託自動車保険+車検代行・整備等幹旋補償特約） ※認証工場併設のSSは、Bプランのご加入となります。

※上記加入料には、本制度の運営費用として「制度運営費（1,000円）」が含まれています。



お申し込みの際して

- 保険開始日は、毎月15日となります。(保険開始日は加入申込日によって異なります。)
- ※保険期間は、保険開始日午後4時から1年後の応当日午後4時までの1年間です。新規のご契約は、午前0時からとなります。
- 毎月加入申込締切日が設定されておりますので、期限に間に合わない場合は次回申込となりますのでご注意ください。
- ご加入…「サービスステーション受託自動車保険加入申込依頼書」に必要事項をご記入の上ご返送ください。
- 加入料のお支払いは、初回は本会指定口座へのお振込み、次回更新時からSS総合共済の掛金引去口座からの引き去りとなります。



保険金をお支払いしない主な場合

〈対人・対物賠償、自損事故共通〉

- 通常のSS業務、輸送の過程を著しく逸脱した使途に自動車を使用されている間に生じた事故による損害、傷害
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害、傷害

〈対人・対物賠償共通〉

- 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- 契約者または記名被保険者(法定代理人を含む)の故意によって生じた損害
- 記名被保険者以外の被保険者の故意によって生じた損害(その方が損害賠償責任を負担する部分)
- 戦争、外国の武力行使、暴動、台風、洪水、高潮、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、核燃料物質などによって生じた損害

〈対人賠償〉次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合

- 記名被保険者
- 受託した自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様
- 補償を受けられる方(被保険者)の父母、配偶者またはお子様
- 補償を受けられる方(被保険者)の業務に従事中の使用人
- 補償を受けられる方(被保険者)の使用人の業務に従事中のほかの使用人(補償を受けられる方が受託した自動車をその使用人の業務に使用している場合に限りします。)

〈対物賠償〉次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合

- 記名被保険者
- 受託した自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様
- 補償を受けられる方(被保険者)またはその父母、配偶者またはお子様

〈自損事故〉

- 補償を受けられる方(被保険者)の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害(その方の受け取るべき金額部分)
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質などによって生じた傷害
- 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方に生じた傷害
- 補償を受けられる方(被保険者)の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
- 補償を受けられる方(被保険者)の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた傷害
- ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に生じた傷害



ご注意ください事項

- 加入対象者は、各都道府県石油組合の組合員であり、かつサービスステーション総合共済にご加入の企業に限りします。
- 加入申込依頼書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。(代理店には、告知受領権があります。)お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。ご加入の際には、加入申込依頼書の記入事項に間違いがないか十分にご確認ください。
- 【サービスステーション受託自動車保険】SS業務における保険の責任期間は、SS業務のために自動車の引渡しを受けたときに始まり、SS業務の終了後、お客様へ引き渡したときに終わります。
- 【車検代行・整備等幹旋補償特約】車検代行・整備等幹旋補償特約業務における保険の責任期間は、車検代行・幹旋業務のために自動車の引渡しを受けたときに始まり、車検代行・幹旋業務終了後、お客様へ引き渡したときに終わります。
- お客様の自動車に対人・対物事故を起こした場合、お客様が契約している任意保険(自動車保険)から保険金の支払いはされません。ただし、対人事故では、お客様の自動車の自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は受託自動車保険に優先して支払われ、受託自動車保険では、その支払いを超える金額が支払われます。
- SS業務に従事するSS従業員が8名を超える場合は、保険料が変更になりますので取扱代理店までご連絡ください。
※従業員数のカウントは、加入SSごとに算出いただくこととなります。従業員数は保険加入時点の人数とし、店主、販売員、事務員の合計人数とし、臨時雇を除きます。
- ご加入の後に、他の保険契約等を締結する際には、ただちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
ご通知いただけないと、保険金をお支払いできない場合があります。
- この保険契約は全国石油業共済協同組合連合会を契約者とする包括契約となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国石油業共済協同組合連合会が有します。(各ご加入者には、保険会社から被保険者証明書が発行されます。)
- 他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|---|
| <p>① この保険契約により他の保険契約または共済契約(以下本表では「保険契約等」と表記します。)に優先して保険金を支払う場合：他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額</p> <p>② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金(以下本表では「保険金等」と表記します。)が支払われる、または支払われた場合は次の額：</p> <p>ア. 賠償責任条項に関しては、損害の額または費用が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)</p> <p>イ. アの規定にかかわらず、賠償責任条項の対人臨時費用保険金および自損事故傷害特約に関しては、それぞれの保険契約等において、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金等のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)</p> <p>③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p> |
|---|

(*1)他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

- 補償内容・保険料については、毎年見直しされます。改定がある場合には、7月15日始期契約より改定後の補償内容・保険料となります。



事故のご連絡

- 万が一事故にあわれた場合には、ただちに事故発生の日時・場所・損害の程度などを取扱代理店または引受保険会社にご連絡下さい。
- 賠償事故(対人・対物)の場合、被保険者(この保険の補償を受けられる方)および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合等には、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。(対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応を行うことがあります。)
- ご連絡が遅れた場合や、保険会社の事前の承諾を得ずに示談された場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますので、ご注意願います。



その他

「SS受託自動車保険のご案内」はサービスステーション受託自動車保険特約、サービスステーション受託自動車保険特約に関する車検代行・整備等幹旋補償特約付帯一般自動車保険の概要をご説明したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、のご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

【保険会社が破綻した場合の取扱】

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%)まで補償されます。

【代理店の業務】

代理店である株式会社ゼンセキは、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、株式会社ゼンセキとの間で有効に締結されたご契約は保険会社と直接締結されたものとなります。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に加入申込依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

全国石油業共済協同組合連合会

共同事業グループ

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

TEL: 03-3593-5844 FAX: 03-3597-1712

〈お問い合わせ先〉

取扱代理店

株式会社ゼンセキ

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

TEL: 03-3593-5800 FAX: 03-3597-1712

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

ご意見・ご相談先: (担当課)本店営業第二部営業第二チーム

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

■<http://www.sonpo.or.jp/>

 **0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

2024年3月作成 23TC-008902



全石連SS総合 安心プランのご案内

(自動車管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険)



SS総合共済とセットで加入することで、SSで発生頻度の多い
自動車関連の賠償事故の**補償額を拡大**することができます。

全石連SS総合安心プランの特長

- 1 SS総合共済の支払対象となる賠償金額が、共済金支払限度額を超える場合に、**超過分が保険金として支払われます。**(下記の保険金額を限度とします。)
- 2 保険金を受け取った場合でも、次年度の保険料に割増保険料の加算はありません。
(制度全体の支払保険金の状況によっては、保険料が改定される場合があります。)

保険期間

2024年11月15日 午前0時から 2025年11月15日 午前0時まで(1年間)

保険金額と保険料

保険期間:1年(一括払)

保険金額
(支払限度額)

- | | | |
|------------|----------------------|--------------------|
| ① 自動車管理者賠償 | ▶ 1事故・期間中 | 200万円(代車費用は対象外です。) |
| ② 生産物賠償 | 身体・財物共通 ▶ 1名・1事故・期間中 | 200万円 |
| ③ 施設賠償 | 身体・財物共通 ▶ 1事故 | 2,000万円 |

保険料

1SS 30,000円

⊕ オプション 受託財物補償特約 (受託財物担保追加条項(全国石油業共済協同組合連合会))

SS総合共済で補償対象外となっている「お客さまの車の中に置かれていた動産」の損害を補償します。

保険金額
(支払限度額)

- | | | | | |
|------------|-----------|------|-------|--------|
| ● 受託車両積載動産 | ▶ 1事故・期間中 | 50万円 | 自己負担額 | 3,000円 |
|------------|-----------|------|-------|--------|

保険料

1SS 2,400円

補償内容

自動車管理者賠償

SS業務のためにお客さまから預かった
自動車に与えた法律上の賠償損害



- お客さまの車をSS構内で移動する際に防火塀に衝突させてしまった。
- 洗車を終えた車を納車する途中で電柱に衝突してしまった。

保険金額

1事故・期間中 200万円(代車費用は支払対象外です。)

共済部分限度額

1事故・期間中 100万円・自己負担額 5万円

生産物賠償

SSで行った作業ミスや販売した商品の欠陥が原因で
発生した事故に関わる法律上の賠償損害



- オイル交換の作業でドレンボルトの締め付けが不十分で、走行中にエンジンが焼き付いた。
- タイヤ交換の作業でナットの締め付け不十分で走行中にタイヤが外れた。

保険金額

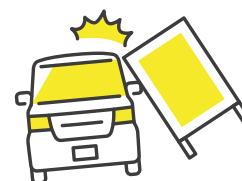
身体・財物共通 1名・1事故・期間中 200万円

共済部分限度額

身体・財物各々 50万円・期間中 100万円
自己負担額 5万円

施設賠償

SS施設の管理不備、SS業務遂行上の
ミスに関わる法律上の賠償損害



- アイランドに撒かれていた水に足を滑らせたお客さまが、転んでケガをして入院した。
- 強風で飛ばされたSS内の看板が、SSに来店してきたお客さまの車にあたった。

保険金額

身体・財物共通 1事故 2,000万円

共済部分限度額

身体・財物各々 100万円・期間中 200万円
自己負担額 3万円

受託車両積載動産 ⊕ オプション

SS業務のために預かったお客さまの車両に積載されていた
動産に損害を与えた場合の法律上の賠償損害



- 洗車のために預かった車両の窓が少し開いていることに気がつかず、車内にあったカメラを壊してしまった。

保険金額

1事故・期間中 50万円

自己負担額

3,000円

●このチラシは概要を説明したものです。詳細につきましては、パンフレット、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店までお問い合わせください。

【取扱代理店】
株式会社ゼンセキ

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
TEL 03-3593-5800 FAX 03-3597-1712(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】
損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

【保険契約者】
全国石油業共済協同組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-1-4
TEL 03-3593-5844 FAX 03-3597-1712

タイヤ預かりサービスをご提供されるSSさま向け 受託者賠償責任保険のご案内

お預りしたタイヤが盗難された…。保管中の不注意でキズをつけてしまった…。
このような場合、タイヤの持ち主のお客さまにその賠償をしなくてはなりません。
本保険では、お客さまへの賠償金や諸費用が保険金として支払われます。

1. お支払事故例

- ◆ お客さまからお預りしていたタイヤセット(タイヤ&ホイール)が管理不足で盗難された。
- ◆ お預りしたタイヤセットを車で倉庫へ運搬する途中で荷崩れによりキズつけてしまった。
- ◆ 倉庫内でタイヤセットの移動作業中に不注意で落下させ破損した。
- ◆ 保管していた倉庫が火事になり、タイヤセットが焼失してしまった。

2. ご加入プラン

お預りするタイヤセットの①平均時価額、②平均保管数から加入プランを決定してください。
(保険期間1年)

加入プラン 保険金額 (1事故・期間中)	年間保険料		加入プラン 保険金額 (1事故・期間中)	年間保険料
100万円	3,140円		600万円	18,840円
200万円	6,280円		700万円	21,980円
300万円	9,420円		800万円	25,120円
400万円	12,560円		900万円	28,260円
500万円	15,700円		1,000万円	31,400円
自己負担額: 1事故5,000円				

※1. 加入プランには、事故対応特別費用担保追加条項、紛失危険担保追加条項がセットされています。
※2. SS総合共済に未加入のSSIは、制度運営費(1,000円)が加算されます。
※3. 中途加入の保険料については、別途お問い合わせください。

〜〜〜〜加入プランの選び方: 50台分をお預りするケース〜〜〜〜
1セット(ホイール付きタイヤ4本)の平均時価額※が5万円とした場合
5万円×50台=250万円・・・300万円プランをお選びください。

※時価額: 購入時からの経過年数に応じた損耗分を差し引いた価格

3. 保険期間

保険期間は2024年11月15日午後4時から2025年11月15日午後4時までの1年間となります。
※中途加入の場合、毎月15日午後4時から2025年11月15日午後4時までの保険期間となります。

4. ご注意事項

- ◆ 野積みのタイヤ等、施錠されてない場所で保管されているタイヤ等は保険の対象外となります。
- ◆ お支払いする保険金は賠償するタイヤ等の新規購入価額ではなく、時価額を基準に決定されます。
- ◆ お預りしているタイヤ等の時価額総額に比べてご加入プランの保険金額が著しく少ない場合、支払われる保険金が減額されることがあります。
- ◆ 本保険には保険会社の「示談交渉サービス」はありません。損保ジャパンと相談しながら、ご加入者様ご自身で示談交渉をお進めいただくこととなります。

5. 契約者・加入対象者・被保険者

本団体制度保険の契約者・加入対象者・被保険者は以下のとおりです。

契約者	全国石油業共済協同組合連合会
加入対象者	石油組合の組合員
被保険者	①石油組合の組合員(=記名被保険者) ②記名被保険者の役員および使用人 ※②は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

本チラシは概要を説明したものです。詳細につきましては普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。
また、ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

保険契約者;

全国石油業共済協同組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
TEL03-3593-5844 : FAX03-3597-1712

取扱代理店;

株式会社ゼンセキ
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
TEL 03-3593-5800 : FAX 03-3597-1712
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社;

損害保険ジャパン株式会社
企業営業第六部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

(SJ24-05128 2024/07/26)

SSパートアルバイト専用傷害プランのご案内

<準記名式契約特約・就業中のみの危険補償特約セット傷害総合保険>

都道府県石油組合の組合員のSSで働くパートアルバイト従業員の皆さまが通勤途中や仕事中にケガをしたときに備える傷害保険です。

- パート・アルバイト従業員の総人数で加入を申込むので、手続きが簡単！
- 団体割引(20%)、過去の損害率による割引(15%)の適用で割安な保険料でご提供！
※過去の損害率による割引の変更により、年間掛金(保険料および制度運営費)を変更しています。パンフレット(簡易版)の年間掛金(裏面)を必ずご確認ください。
- 今年度より**熱中症特約**がセットされます！

パート・アルバイト従業員が仕事中の事故で負ったケガを補償します。



集金中の交通事故によるケガ



タイヤ交換作業中のケガ



通勤途中のケガ

補償内容の一例:Aプラン/100万円コースの場合			
死亡・後遺障害	入院保険金 日額	手術保険金	通院保険金 日額
100万円	1,500円	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	1,000円

パート・アルバイト従業員の総人数での加入申込みになります。



4名で加入

採用

退職

退職・採用で出入りがあっても、加入時の人数に変更がなければ届出は不要です。
加入時に名簿の提出は不要ですが、保険金請求時に名簿の提出が必要です。
(名簿の備え付けが必要です。)

■保険期間: 2024年8月1日午後4時から1年間 中途でもご加入いただけます。

3. 保険金額と年間掛金

傷害総合保険 準記名(全員付保)方式 (保険期間1年間、団体割引20%、過去の損害率による割引15%適用)
就業中のみ補償プラン(Aプラン天災危険補償特約なし (職種級別 A級、一時払、就業中のみの危険補償特約、熱中症危険補償特約セット)
Bプラン天災危険補償特約あり)

保険金額	100万円コース	200万円コース	300万円コース
死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円
入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円

加入掛金(1名分・保険期間1年間) ※職種級別 A級		
コース	Aプラン	Bプラン
100万円コース	2,280円	2,580円
	(保険料1,420円+ 制度運営費860円)	(保険料1,770円+ 制度運営費810円)
200万円コース	4,560円	5,160円
	(保険料2,840円+ 制度運営費1,720円)	(保険料3,530円+ 制度運営費1,630円)
300万円コース	6,840円	7,740円
	(保険料4,260円+ 制度運営費2,580円)	(保険料5,300円+ 制度運営費2,440円)

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: 全国石油業共済協同組合連合会
- 保険期間: 2024年8月1日午後4時から2025年8月1日午後4時までの1年間となります。
- 申込締切日: 2024年6月20日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者: 全国石油業共済協同組合連合会の会員である各都道府県石油組合の組合員の方
 - 被保険者: 全国石油業共済協同組合連合会の会員である各都道府県石油組合の組合員の方が雇用する全パート・アルバイト従業員(名簿の備え付けが必要です。)
- お支払方法: 2024年7月にご指定の口座から振替させていただきます。(一時払)(振替事務は日本システム収納㈱に委託しております。)
- お手続方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の石油組合までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した継続加入確認書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「継続加入確認書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「継続加入確認書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ継続加入確認書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。
継続加入確認書の修正方法等は石油組合までお問い合わせください。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年8月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月までにご指定の口座から振替させていただきます。(一時払)
 - 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の石油組合までご連絡ください。
 - 団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。
 - 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ◇このチラシは概要を説明した簡易版パンフレットです。詳細版パンフレットは取扱代理店にご請求ください。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

【取扱代理店】株式会社ゼンセキ
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
TEL 03-3593-5800 FAX 03-3597-1712 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 03-3231-4176 FAX 03-3231-9910 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

【保険契約者】
全国石油業共済協同組合連合会
〒100-0014
東京都千代田区永田町2-17-14
TEL 03-3593-5844 FAX 03-3597-1712
(SJ24-02201 2024/05/22)